

令和8年度愛媛県ロボット等自動化装置構想設計奨励金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 令和8年度愛媛県ロボット等自動化装置構想設計奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、ロボット等自動化装置（以下「自動化装置」という。）の導入を検討する県内中小製造業等のユーザー企業（以下「ユーザー企業」という。）と県内SIer企業（以下「SIer」という。）のマッチングを促進するとともに、ユーザー企業の自動化装置導入を支援するため、SIerがユーザー企業向けに作成した構想設計に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要領における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) SIerとは、単体装置または複数の機器・技術を、顧客の生産工程に適合するように設計・制御・調整し、一つの“機能するシステム”として統合して提供する事業者のことをいう。
- (2) 構想設計とは、技術的な専門知識を有しない者であっても、自動化装置の実装イメージが明確化され、導入の可否が判断できる水準の計画策定を指し、以下のすべてを含むものとする。
 - ・現状作業の整理：自動化の対象となる工程と、解決すべき課題の明確化
 - ・導入案の可視化：ロボットの配置や動作イメージがわかる図面等の提示
 - ・経済性の提示：概算導入費用と、投資対効果の算出

(奨励金の対象事業者)

第4条 この要領において、奨励金の交付対象とする事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 県内に本社または事業所を置くSIerであること。（下記の要件を満たすもの）

中小企業者

業種	資本金	常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5000万円以下	100人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑥ 旅館業	5000万円以下	200人以下
⑦ その他業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

- (2) 過去3年間に重大な法令違反がないこと。
- (3) 県税の未納がないこと。
- (4) みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④自治体等の公的機関及びこれらの機関から出資の過半を受けている事業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表①中小企業者の定義の数字を超える場合、大企業に該当します。

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- (5) 申請時に虚偽の内容を提出した事業者ではないこと
- (6) 「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、該当しないことを誓約すること

第2章 対象事業者への奨励金交付

(奨励金の交付条件)

第5条 対象事業者は、次の各号すべての条件を満たした場合に、県の審査を経て奨励金の交付を受けることができる。

- (1) 対象事業者が、ユーザー企業の現地調査を申請募集期間内に実施していること。
- (2) 対象事業者が、ユーザー企業から構想設計作成の対価を受領していないこと。
- (3) 対象事業者が、ユーザー企業へ設計図面を申請募集期間内に提出していること
- (4) 対象事業者が、県内産業のRX推進を図る目的で県が実施する取組に協力すること

(奨励金の額)

第6条 前条における奨励金の交付額は、構想設計1件につき10万円とし、1事業者あたり最大5件までの交付とする。ただし、すべての申請に対する交付額合計が次条における予算額を超えない範囲とする。

(予算額)

第7条 予算額は250万円とする。

第3章 申請手続等

(交付の申請)

第8条 奨励金の交付の申請をしようとする対象事業者（以下、「申請事業者」という。）は、知事が別途定める期日までに、ロボット等自動化装置構想設計奨励金交付申請書（様式第1号）に別途定める必要書類を添付し、知事へ提出しなければならない。

(申請募集期間)

第9条 第5条1号及び3号並びに第8条における申請募集期間は令和8年5月28日（木）から令和9年2月26（金）までとする。ただし、すべての申請に対する交付額合計が第7条の予算額に達した時点で募集を終了する。

（交付決定）

第10条 知事は、前条の提出があった場合は、その内容を審査の上、次に掲げるとおり交付決定又は不交付決定を行う。

- （1）審査の上、適当と認められるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書により、当該申請事業者へ通知する。
- （2）審査の上、適当と認められないときは、速やかに不交付決定を行い、不交付決定通知書により、当該不交付決定の内容及び理由について、当該申請事業者へ通知する。

（奨励金の支払）

第11条 知事は、前条第1号に規定する奨励金の交付を決定した場合は、奨励金を支払うものとする。

（立入検査等）

第12条 知事は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請事業所に対して報告をさせ、又は職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（申請書類等の保存）

第13条 奨励金の交付を受けた事業所は、本奨励金に係る申請書類等に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（奨励金の返還）

第14条 知事は、申請事業者が、偽りその他不正の手段等により交付を受けた場合は、当該事業者に対して交付の決定を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に当該事業者へ奨励金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。
- 3 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日を指定して行う。

（加算金）

第15条 知事が前条第1項により奨励金の交付決定を取り消した場合において、前条第2項の規定により奨励金の返還を命じたときは、当該事業者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金の納付を命じた場合において、当該事業者の納付した金額が返還を命

じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

- 3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間については365日の割合とする。

(延滞金)

第16条 知事が奨励金の返還を命じた場合において、当該事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、当該事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(その他)

第17条 奨励金の交付に関するその他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和8年5月28日から施行する。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (1) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (4) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (5) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (7) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。